

# 家畜を飼養されている皆様へ（お願い）

家畜伝染病予防法の一部が改正され、全ての家畜※の所有者に「飼養衛生管理者」とメールアドレス等を報告していただくことになりました。

※牛・水牛・鹿・馬・めん羊・山羊・豚・いのしし・鶏・あひる・うずら・きじ・だちょう・ほろほろ鳥・七面鳥

飼養衛生管理者は衛生管理の責任者で、飼養衛生管理区域毎に1人選定していただきます。飼養衛生管理基準を理解し、情報収集、従業員教育、家畜伝染病の発生予防・まん延防止を徹底する責任者です。

報告いただくメールアドレスは確実に情報が伝わるなら御家族でも構いません（ショートメールは不可）。

全ての飼養者に必要な衛生情報を速やかに提供するため、飼養衛生管理者の情報を以下の手順で収集します。

ご不明な点は倉吉家畜保健衛生所（0858-26-3341）までお願いします。

ご登録いただいたメールアドレス等の個人情報については、家畜衛生情報の共有や飼養衛生管理者制度の運用等を目的として、国や県が利用し、それ以外の目的では利用しません。

ご報告の締め切り：令和2年6月26日（金）

## 【手順】

- ①飼養衛生管理者を選任（農場主でも可能）。
- ②登録をする飼養衛生管理者のアドレスから以下の項目を記入し、以下のアドレス（倉吉家保）へメールを送る。

送信先メールアドレス：

[kurayoshikachiku@pref.tottori.lg.jp](mailto:kurayoshikachiku@pref.tottori.lg.jp)

件名：●▲農場・家畜名（管理農場名・肉用牛等）

本文：飼養衛生管理責任者の氏名<フルネーム>

電話番号<携帯可>、住所

QRコード



※インターネットの鳥取県のホームページにつながった時は、そちらにメールアドレスがありますのでそちらにアクセスしてメールをしてください。

☆手続きは完了です。後日、倉吉家畜保健衛生所から返信します。